平成２３年（フ）第１２号
福岡県田川市大字弓削田527番地37
債務者　小島きよみ
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第３４号
宮崎市恒久南２丁目７番地２　コーポ恒吉２―108号
債務者　藤原　　京
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５０号
宮崎市東宮１丁目175番地２
債務者　石田　朋香（旧姓矢野）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１６号
宮崎県北諸県郡三股町新馬場40番地３、前住所福岡市東区和白１丁目６番41号
債務者　山口　和晃
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第２２号
鹿児島県肝属郡錦江町馬場1143番地、旧住所福岡市南区大楠３丁目７番５―101号
債務者　濵﨑　吉人
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
沖縄県南城市大里字嶺井２番地２　グリーンハイム101号室
債務者　濱川加奈子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４３号
沖縄県那覇市長田２丁目33番48―910号　コートヴィレッジ那覇
債務者　高江洲清子（旧姓宮城）
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第４号
沖縄県国頭郡恩納村字瀬良垣766番地１　プラムフィールド102号
債務者　上運天好美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２３年（フ）第２号
沖縄県宮古島市伊良部字前里添437番地１
債務者　上地　エリ
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月９日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第７号
茨城県鹿嶋市大字和609番地１
債務者　平　由里香
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１１号
茨城県鹿嶋市大字和1765番地５
債務者　中野恵美子
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１４号
茨城県潮来市宮前２丁目36番地16
債務者　櫻井　智美
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４号
相模原市南区東林間３丁目17番８号　コーポスズキ205
債務者　髙須　正幸
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５４号
相模原市南区下溝106番地10
債務者　小宮　由香
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５７号
相模原市中央区淵野辺３丁目18番10号　ピュアコート淵野辺502
債務者　小林　一男
1　決定年月日時　平成23年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５３号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏2925番地12
債務者　山本　共子
1　決定年月日時　平成23年３月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
長野県上田市上野2641番地２
債務者　竹鼻　俊和
1　決定年月日時　平成23年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
長野地方裁判所上田支部